鞭

同寸法

同所付

鞍

厩

騎馬之

観之巻

十

きさしを付る采の色は武家の文乃
組緒を二尺斗にして付る也腕貫
乃清しと云

一大将式の采ハ長さ七寸也七曜を表
す握しき取柄の下まて弐寸弐分まて
二寸也也諸士の采ハ弐尺八寸廿八
宿を表す握より取柄の下まて壱寸
九分先まて一寸七分有之

九分先まて一寸七分より之

一 鞦のさき二尺六寸又ハ二尺六寸両摘丸さき
六寸残る短ハ六寸又ハ六寸ニ定
一 布ハりにて裏の膝頭に較佗の末を寸と
横手へ至る切也先と六寸横手の鞦と
定又巳のため　ちよりよとの
摘り佗の末とつ尺て横手へ至て切也
先とつ尺横手丸鞦と定又巳の足乃
裏にして残合て表の膝頭に較二寸

一尺一寸まて切をいふ　又尺ハ再礼遊ニ
左右の間よ一尺一寸まて切をいふ是
等ハ己(ヨノ)が高(タカ)秤(バカリ)と云之

一大進物数ハ己の左の膝の下より中
指まて較て寸と一寸まて切也

一本ハ勝軍(シヤウグン)木(ボク)かつきともいへて本云
又絹柳と柳ハ竹の根をも切るへし
御とも今ニ櫻の木梅の木用

立ゆり

一 湯の鞭ニ鞭先後の策ニ先也

一 策とハ常ニ錦并鞍ニ壇相遁

或ハ懸て遣し

一 古来世ニ云七本鞭の剣 後ニ記之

鞭元より一寸置ッたちめ一寸

鞭先より風緒并廣さ一寸載ス

穴よりラドウ先力招一ツ鞭を

鑄房

柄さへ

此間二寸八分計鞘包之

取柄六寸之間柄乃内ニ不動の梵字カン一字を
上書之此間末先ニ一字末ハ掃を用る之

鞭之寸

雛形ニも草先末之長さ二分
切目と肉之
先と斜りて切之

一鞭の長さ杖乃か寺るもの也

一籐数十二所但端巻ハ数の外也

一旗数十二所但纈旗ハ数の外也

一旗乃廣さハ不定　幟ニ准ずる也　足軽指よし

可竿（ツカヲ）幟也　長き竿ニ而よし　最よし

一旗竿乃事　黒革包也　又ハ漆塗中也

先ハ手廻りうてかけハ中へ糸をくゝりつけ

一纈幟　紺染ハ小すゝ之　梅鉢之御紋とゆひ

うけ成也　一方ハ両方へ打竃て切也

切折紫ニ有之也

一指幟と常ニ也　又ハ騎馬の時ハよし可指

十二神を書違ハ夜につ書之

腕掛寸

穴より出ル大指一伏

取柄寸 摩利支天乃梵字九十一字て書膝

木ハ榛を用之

滴腹門前

右九ル出掛の之

長さ何尺目前廣さ一寸或ハ細きに也

一是ハ軍陣乃鬮逃籏乃七歩七曜と表
きり禱度々数の外也

一𩖈来草法ヲ振いつ足も日歩之曜を
表し九歩度と法ニ柔を付り

一鬮と振て不坦ニ無之而　加持せて可

一鬮先ニて字令偏乃法取柄大壇乃法ニて
加持す之

結目ハ同系
指掛寸
穴より先大指一伏

同系掛寸
あり

取柄のたけ六寸結束ハ同系同系
是草也之又得武草にて之す上下

一 ひつゑの敵先之度の婦とさと思ひり
りしめつの巫能や

一青馬乃時ハ出鞭とて柄長サ二尺七寸
不動の梵字并一字書ク説也
一うそのけハ中へ糸をとふけハ金の鞭結ふ
是ハ梅あまり東を指掛りしか之方
一
とは大合斗ハ面手切之切様
一鞭先より關鐵廣さ二寸五分いの目
長さ一寸五分まで一寸ふとまるなり

草先指掛六寸

是を塗籠の籐と云鳥むちなり

し

七本鞭之圖

手貫長指指為

同藤四つ

手本三所

引根四つ

六つ

四つ

引根三つ
四つ

長二尺八寸本末ハ鞭小へし南天竹作る杖にも用

長三尺七分是ハ大坂物の時用へし

長三尺一寸八分是ハ葬礼ノ時用へし

長一尺八寸五分是ハ座敷宗匠等ニ用へし

長弐尺七寸八分是ハ軍陣ニ用ル 勝武木之

長二尺五寸一分是ハ空穂等ニ添用ル

長五尺八寸二分是ハ大事ノ時馬弓ノ笑有リ

数之付法

九

鞭之寸法事

長さ三寸より一丈五尺ノ迄有事也
こゝふとりて用事ハ竹の根を手揃て
かゝる亀ノ人ハ鞭と二尺八寸弐分り
切事ハ漢武帝ちとしせんと云出まて

将志うひし時十武従生ちう精武帝
の前よ来る武帝か稱してとまうさんに
志給時我は出山小将軍宮金蔵之
この我ハ命をたもけ給ひ、我来よ給
者りまは諸事ときの命有あつて
君ハ大聖文殊の化身也天下治めたまふ
天馬よ志うて一日よ千里をかけるに斎
てありかまへ馬頭観音の索給之

乃わり加茂ハ馬頭観音の家紋也

志らく參じと云武帝矢を射て
猿を驚かす時猿字文を畧也
地現す合ハ家紋馬頭の家馬
一天の宮折ゝ有ルハの
則ち毛の馬武帝の首を首とかし
嫡けて來つ武帝弓の弦と屯て
流す世数小障をなし夫より弓の

弦と表く二手縄と七尺八寸之箭落
鞦と二尺七寸裁合小切之
大追物の時ハ竹根の鞦にて不用
但志ちくハ公方様にてハ御用之紀
又今ま柳ハ小笠原仲つかさのハ
不用
とちの半ハ四寸よりも地寸まで

小笠原備前記し置れハ弐寸八分
とあり
矢のよふに持を靫と武者靫とあり
皮の毛にて包て有ハ秘事ニ書之
小笠原兵庫之介長さ二尺八寸
備前伊勢守貞宗相伝寸法二尺八寸
八分

五分
長さ六寸
二寸
九寸五分
七分

端を塗す也
緒の皮 長六寸
五分
五分
五分

二寸
五分

端を塗す也
緒の皮長七寸
七分
七分

紫竹炭の寸法わりこ

七分
八寸
分
二寸分
絲と結すへし

分
寸
分
七分
分
二寸
絲と結すへし

書し事

今日は白みさなき武運思ひをとげ

兎小　言るい教まくは之文書を

待る人のたゆみそ大追物笠掛

正月四日

おもひと錬

又そや雨弁子

十文字さき残

構へ見[illegible]いうえたと云

たちり

幅く尺

く尺

引段又糸付た
ふ七寸と書て
いやうて糸付とも
長さ七寸ゆる也

ゆ

あぜすり

何茂右おり

一 あふみの名所之事

・後輪之鐙縄也

ゆきあい

山形

ぎしき名目

おもかけ名目

乳有名目

力革穴名目

乳有名目

切組名目

由紀さゝなと
浅海[illegible]
すゝめ飛と文
またなれ是云ば
日

又歌なと日　まき紀

夜とも今の事を海といふ前後は
今の事を海はしいふまゝ
あの紀とかきたるもあり
然して海有本哉と

波濤さゝなみ
かきといふ

らしうき

一 撥の名所之事

カコ又ケラクヒカ

紋

コシリ

タツカシラ

シタサキ

ヒ

ヤナイハ惣ノ細リノ金ノ

トコ

クツユミ
・夜とクリ合ザルヲヱミ
ナシト云又カタヱミトモ
アフミノ左ノカタバカリ
クリタルモアリ

鳩ム子

猿尾
ホロツケノ穴

ニチカラカ子
又ミトウ金丸

箏新有口傳　卅七

策所并傳

三鉗穴

草起穴

夜眼穴

引導穴

センダン

ヒハイン

ミカエリ

村ノモ

スヤウ
スヤウ
月

鞭之巻　十二

鞍鐙之図

一 鞍古作ハ唐鞍移鞍結鞍等の
名有り又水干鞍高麻鞍の骨鞍よ
り大形付の事鎌田前関ノ付始まり
又鞍橋ハ居木居木の末之袖木ト
作り国本ト書ハ視之ノ後の事也

一 鞍ニ皆ニ云

後輪 大山形

折目

居木間（イキアイ）

雉股（キジモヽ）

小山形

礒 氏

海

手形

手繩

前輪

礒裏

洲濱形（スハマカタ）

見入（シイレ）

鰐口（ワニクチ）

鞖通（シホテノトヲシ）

鞦付（シヲヲツケ）氏

爪先

馬鬐（ムマハタ）

大崖曲

小鞴

居木先

切組

切組

切組

渦穴

搦穴

物付穴

一 鞍ハ馬の鞍鐙泥乃頸(クビ)逆鞦(チカラカワ)を具ル物

と彼具(カリ)ニ云其外ニ鞘(カリ)具を入ルニ云

是ハ彼ハ泥頸の海と彼具頭(カユカシラ)ニ云此ハ

鞘(タコカシラ)ニ云ハ伝遠ニ彈九橘(ニルギカ子)狭様

鞦踏金ト云ハ今ノ通ニ作リ用来リ
鐙ヲ一緒ニ掛ル之

當家ヨリ明珍ニ免シタル故松寿有
馬膚ノ方ハ障泥摺　鐙尾云
一文字　舌

鞦踏金
菩薩金
有繫
力金
鉸具頭
渡
母羅付穴

踏端　受縁
肥満脇
波分　谷間
鳩胸　肥満

渡

母羅付穴

鳩胸

肥満

猿尾

弓形

一轡衡と同し轡ハ糸よ旋ハ衡ハ今ハ

服ハ御者駑馬ハ轍をとしし

一駻馬ハ轡を主とし鑣鏣を

了衡のかハ淡くしあり文ハ兼鞍を

馬鞍と兼ねる俗よくいふつき

まてハ轡と一鑣二啣しも云

一

立聞ノ輪
總ノ輪
羈付
總搦
響鉄
鮹頭

鏡

十文字

右圓

兼鞚ノ坪　鉈口
引手
搦輪　ドチカ子　鐶
嚙本
啣鉄　嚙先　組違
啣本
搦ノ輪　總付
引手
右曰

右一巻者當家秘本也雖

為秘書懇心不浅依難学望之

一 寫令授与之畢周而外聞泄

他言有之間滿者也

一脈指路之事　卅四

厩指図之次第

一厩乃事長サ拾五間廣サ六間乃中ニハ
調ニ付テ十三間ト厩ニ相渉一間ハ茶
婦を下ニ用也　廣サハ三間ト半と厩
武者と侍所ニ用也　惣別厩の名
大辨と云ニ長サ拾三間ニ付ハ十一間ハ厩
掛武者ハ茶婦を純しく馬とつなかさる

物之十一間の時ハ九つらは脇打間を
草婦にせし 仕所也 九間の時ハ七つらハ
一脇打間ハ草婦也 七つらの時ハ今つら脇ニ
は草婦を 六間の時ハ二間ハ脇一つらハ草婦を
三間の時ハ壱つらして 仕所之
一侍の上座つらハ大板壱丈 四尺つゝ下
中座つらハ壱丈 弐尺 下座つらハ壱丈也
一脇の席こも 六間そ 行てハ婦也之
一 つらハ中ふとく 有之 壱つら間中脇の

内壱つらハ 白ふなる

角壱間ハ四寸たるへし

一 鳥居之丸長サ壱間ハ中柱之間ハ板
をも用ル間中ハ渡り道之幅ハ広さ
六間ハ中の時ハ鳥居道り道壱間ハ
ある之法ハ一間雀板ゟ法ある三間と情書ま
可用也

一 大柱のとも鬼子紀ニ九尺六寸ニ寸不有之
中ハ大寸ニ寸ハ有之下ハ和定

一 大柱高サ壱ヲ手ニ寸平数板ヲ六尺六寸

一

上ハ木尾ハ先ハ革まけとて馬揃風未一
栂島明ととけく並ても比前乃てみせ
有り二寸下かし
一馬立聖とつちに取附ハ馬立の廣サ
六尺貮寸之論せんのさいけの大サ主比
かけ之馬尾之九長さ四尺八寸之二寸聞
に置さん七九七寸之夜懸の事ハ馬尾とて
有り拾尾し
一前後の立板長さ八尺貮寸分之まと前後四尺

寸貮分之法取六尺八寸八分位ととりて

守武多く之法而定尺八寸八分或ハ之ともあり也
こゝろ得へし承る有り尺寸同前也柱の高さ
壱丈八尺又弐尺八寸也主の好ミによる也
上ニ横木を渡し是に長さ壱尺弐寸ほと
なりかゝりの形を渡す同長さ八寸前也なり
か様ニ申也下しそれに横木に縄をかく
・庵しそ柱と鬼耳と云之
一前板の長さ九尺弐寸ニ調度ニ同前数
敷ほとに長さ八寸中板より二尺向へ可し
一

て数の人もふるにて武者へは檜板と

一 数之色と檀板云又鳥のゐのまへて

足八分八寸八分板と数添半分敷列脱

人はれ彼かしふに立るる也

一 こちらの方に有名数板ハ三尺武寸に

しありかくとを立し 又ふ足八寸

をはくまちあれを核とも立し

一 上使の侍の一脱かへハ何間にても之の真中

おれ板を二尺八寸に立し 婦もさる人

八寸四角又調ゑし 色とも之の板可観

八寸四角又洞角にも是とも也の板可然

の板と是云ふの外大事秘密の書也別

猴尾の時外の法権書也是ハ大事と

こゝろへ重きものなり

一 精小物をとうち付灯とするなり又ハまた

長サ一尺弐寸広さ八寸厚さ壱寸弐分の

板を立付洗米花香撒鏡と備へし

但板の表に右ハ其書あらしとも

八分宮寸法也

一 夜懸乃ときのこゑとハのこゑ出といふ也此の
さんとる萬燈を化と云也

一 發板とは鳥板共云也

一 厩侍の下發板と云や權板と云之大秘事也

一 ころしのときしとはすうし本不可
納之この書をその時まき絶させ申候と云
ら事なし也たゞんとはけよませよといふ
不可依之

一弐ヶ疵は弁とる也度々小ちゐ
されハ疵居も弁とる下
一疵の者を居ずわ上は當座を数て稽
の向ハの居也
一清ひしやくれ全程の半寸五分程の
場小柄の方と作弱も少き七寸也
一志うけ杖といハ馬のむちなしてたて横也
字をのく
一六月疵七月疵の時中と其疵と云疵也

左は中を奥とんでそれより
奥と深く〳〵小さき一間六間八畳間
の時ハ奥をとすゝくそれより次を座
座ハ文字の時ハ中より見ふ童時より
奥よりたまふ
一 馬屋之事すゑ敷を花をめぐりて
一 庭あり馬乃すへ何ほと若さ并ん
入口の御門ふんと付たる人押済左へ乳て
清言きやうと栈敷へ下て座すまて

ましてて立よりて主奥のまとん

まいりて立よりて主奥のまへとん
ねすへし又ゆふ時はくまに右のことくして
むかへとるとて禮儀の人へし又礼
として御馬を引かれ鷹や梅院
色の衣有へし主持寺院侍ハ松にて庭
前ハ衆同又ハ場にて見をつかハ
流かよへし主持ハ我々別よりすへし
一馬庭ヘハ見物の時諸侍ハ床板を毎
中間ハ床板迄通へし　主持ハ其外は侍有

ゆるのり。中間に侍使あり。侍ハ侍
中間ハ中より出仕して奉公する一腰
侍すりとも。すり板を嫌ハて詞
とく庵ハ次を人々ハ中間分詞式
かく庵して素して女へとすりとも侍を
雁板を踏庵して又中間ハ鷹板とも
をのこ一筆秘事也
一疋より馬とハうんかせといつけ出
きとに悪に

麁圖一

如此次第を經りて作也先へ又

一既係不審之處難讀之分爲其不
殘矣

右一巻者當家傳來之證
爲秘書雖不淺假學習之
前令校合之年用捨分據
猶見他書有之可補者也

済了立之書 卅

騎馬之書

一 騎馬の定日ハ毎年正月二日を用清浄潔斎
して吉日吉方を撰ひさし騎馬を行し
乗へし人々とをりて上之門出吉方ニ
一 騎馬の前軍神酒ニ肴ハ三そろへ勝栗酒と
いへて榧の実を出して大将の前ニ配り
肴ハ九七五と組なし其前ニ廣蓋ニ九本

右の手先に勝栗七左の手先に昆布
六御盃ハ三ツ重て左義之大将ハ床机に
居なから掛て袈裟掛るにて肩之左右
鬘ノ事　髪を後へ白元を童ニ居て床
机ニ居之毎大將ハ立て瓶子ハ酒を持萠
の事ニハ書付て九万八千軍神一千八百軍夫
小手向ニ持ち瓶子をもちて提子酒を汲し
銚子ハ加之ニ毎盃を大将の御前ニ持来り
一の盃を大将呑ほして後ニ二の盃銭組居

三の盃銚子一番銚子に御小盃出し

其後列座にて祝之の盃有之謝て

一家老旗侍大将国衆軍奉行各へ

酒下有之也

騎馬之次第

軍

人刀之常
人日
人日
人中半右刀之常
人日
人日

鐵

人刀之常
人日
人日
人中半右刀之常
人日
人日

弓袋

道

先手弓之持
靭之付

道

張弓
靭之付

道

具　人人

具　奉馬　鞍置刀者

具　人人

人日
中大刀之帯
人
人
弓袋

鎗袋

日
人
中本大刀之帯
人
人
張弓
鞘之付

人 人人　　　人 人人

大將

人 人 人 人 人

人 人 人 人

道具 道具 道具

人 人 人

中年寄方ノ者

人
人
人

人　人
人　人
人　人

力者傘袋

人
人
人

中年寄方ノ者

張弓
勢付

丁丁丁丁

右口〃發角丁

丁丁丁丁

弓勢

道具

右方之帯　人　旧　人　中昔右方之帯　人

道具

刀者垂纓

道具

人　人　人

右道之帯　旧　中昔右方之帯

弓絃　人人人

騎馬　鞠　弓

張弓　鞠之村　人人人

春

吉春

通人

人通人

人

通人

人通人

人

一大浚三騎何も次第如此之人の次第

とれる之從者とハ第七數とハさすし

一 碕る此附わとりとは之如くの之

一 碕る附者すけも不叓なちきうせん

法かん大婦さと東京の結構るや

右一巻者当家伝来之法
内秘也然依深篤學者之労
今授与之手自用不可猥他見
他言有之間敷者也